長辺

電波法第38条の２第１項
第100条第５項において準用する同法第38条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

１　技術基準の策定又は変更の申出の別
２　策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
⑴　申出に係る無線局の種別
⑵　申出に係る無線局の目的
⑶　申出に係る無線局の周波数の範囲
⑷　その他策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
３　申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由
４　申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項
５　申出人が従事している事業の種類及びその内容(申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容)
申出に関する連絡責任者
住所
所属
氏名
電話番号
電子メールアドレス

短　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　申出人の欄の記載は、次によること。
⑴　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑶　申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
２　２⑴の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
３　２⑵の欄は、無線局の目的を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、高周波利用設備の目的を記載すること。
４　２⑶の欄は、例えば「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、高周波利用設備の周波数の範囲を記載すること。
５　申出に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には、住所、所属及び氏名の記載を要しない。
６　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号を削る。

別表第四号の二第一中「第73条第１項ただし書及び同条第５項の検査並びに無線検査簿の備付けを省略した無線局に対する法第10条第１項、第18条第１項並びに第73条第１項本文及び同条第４項の検査」を「第10条第１項、法第18条第１項又は法第73条第１項本文、同項ただし書、第４項若しくは第５項の規定による検査（法第10条第２項、法第18条第２項又は法第73条第３項の規定によりその一部が省略されたものを除く。）」に、

「

| 指　示　事　項 | |
|---|---|
| 指示事項に対する措置の内容 | |

注　無線検査簿の備付けを要する無線局にあっては、無線検査簿にてください。

」を

「

| 指　示　事　項 | |
|---|---|

注　指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第２項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

」に改め、同表第２中「第18条第２項又は第73条第３項」を「法第18条第２項又は法第73条第３項の規定」に、

「

| 指　示　事　項 | |
|---|---|
| 指示事項に対する措置の内容 | |

」を

「

| 指　示　事　項 | |
|---|---|

注　指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第２項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

」に改め、同表を別表第四号とする。

別表第十三号の二中「第２項」を「第１項及び第２項」に改める。

別表第十四号中「第３項」を「第２項」に改める。

別表第十四号の二中「第５項」を「第３項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年二月一日）から施行する。

（電波法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

２　電波法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の二の二第一項」に改める。